

横浜市マンホールトイレ設置助成金交付要綱

制 定 平成 31 年 4 月 1 日 環創管保第 2085 号
最近改正 令和 4 年 8 月 1 日 環創管保第 725 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、避難所等へマンホールトイレを設置する者に対し、マンホールトイレ設置助成金を交付することにより、発災時における快適なトイレ環境を確保することを目的とする。

2 横浜市マンホールトイレ設置助成金（以下「助成金」という。）の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月横浜市規則第 139 号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱における用語の意義は、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) マンホールトイレ

上部構造物、下部構造物及び雨水貯留タンクを合わせた設備をいう。

(2) 上部構造物

汚水ますの上に設置するパネル又はテント、便器、便座及び設置に必要な付属品をいう。

(3) 下部構造物

建築物の敷地内に設置する排水設備のうち、上部構造物からの汚水を既設の接続ます又は排水設備まで排除するために必要な排水管及び汚水ますをいう。

(4) 雨水貯留タンク及び付属品等

雨水貯留タンクとは、雨どいから雨水を貯留するための地上に設置するタンクをいう。付属品等とは置台、転倒防止チェーン、接続に必要な部材等をいう。

(交付の対象)

第 3 条 この要綱において助成金交付の対象となる「マンホールトイレ」とは、次の各号を全て満たすものとする。

- (1) 処理区域内の、交付の対象者が所有する建築物にマンホールトイレを設置すること。ただし、所有する建築物が無い場合は、組織の防災活動拠点となっていることを条件とし、上部構造物のみ別の個人・法人が所有する敷地内の建築物（幼稚園など）への設置・助成を認める。また、特段の理由があり、市長が認める場合はこの限りではない。
- (2) マンホールトイレの使用に必要な水源を確保するため、マンホールトイレを設置しようとする場所の近くの建築物に、次に掲げる基準を全て満たす雨水貯留タンクを設置す

ること。ただし、横浜市雨水貯留タンク設置助成金交付要綱（平成 23 年 9 月環創管保第 1522 号）の適用を受けて雨水貯留タンクを既に設置している場合又はこれに相当する水源確保が可能と判断できる場合はこの限りではない。

ア 200 リットル以上貯水容量がある既製品であること（連結式タンク等、製品の形状は問わない。）。

イ 密閉構造であること。

2 助成金の交付対象となるマンホールトイレは、1 建築物当たり 1 基とする。

3 第 1 項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、助成金交付の対象としない。

- (1) 国、地方公共団体その他これらに準ずる団体がマンホールトイレを設置する場合。
- (2) 特定の個人が使用する場合。
- (3) 既に当該助成金を受けてマンホールトイレを設置し、当該マンホールトイレの設置完了報告書を提出した日から 30 年を経過していない場合。
- (4) 当該助成金を受けた上部構造物への再交付。

（交付の対象者）

第 4 条 この要綱における助成金交付対象者は、自主的な防災活動を積極的に行っている自治会町内会及びマンション等の管理組合とする。

（助成金の額）

第 5 条 助成金の額は、マンホールトイレの設置に要する費用の 10 分の 9 以内とし、30 万円を限度とする。ただし、上部構造物及び雨水貯留タンクの設置に要する費用のうち、設置費及び送料は助成の対象とならない。

2 助成金額の算定にあたり、端数が生じた場合は、1,000 円未満を切り捨てるものとする。

（設置の承認等）

第 6 条 この要綱の適用を受けようとするもの（以下、「申請者」という。）は、あらかじめ、横浜市マンホールトイレ設置申請書（第 1 号様式）に次の各号に掲げる書類 1 部を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 案内図
- (2) 上部構造物の見積書（金額、製品名等が明記されたもの）
- (3) 下部構造物設置工事費の見積書
- (4) 排水設備の平面図及び縦断図
- (5) 雨水貯留タンク及び付属品等の見積書（金額、容量、製品名等が明記されたもの）
- (6) 防災活動の内容がわかる事業計画書等の書類（ただし、町の防災組織活動費補助金交付要綱（平成 18 年 4 月総危第 10398 号）第 8 条第 1 項の規定により交付決定の通知を受けたものについては、「町の防災組織」活動費補助金交付決定通知書の写しの添付を

もって、これに代えることができる。)

- (7) 同意書（第 15 号様式）（申請者と設置場所の建築物所有者が異なる場合に提出）
 - (8) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項の申請において、上部構造物を新たに設置しない場合は、前項第 2 号の書類の提出を省略できるものとする。
 - 3 第 1 項の申請において、下部構造物を新たに設置しない場合は、第 1 項第 3 号及び第 4 号の書類の提出を省略できるものとする。ただし、マンホールトイレ設置予定の汚水ますの場所及び排水系統が確認できる図面は必ず提出しなければならない。
 - 4 第 1 項の申請において、雨水貯留タンク及び付属品等を新たに設置しない場合は、第 1 項第 5 号の書類の提出を省略できるものとする。
 - 5 市長は、第 1 項の規定による設置申請の提出があったときは、当該設置申請書を審査し、承認することが適当であると認めた場合は、横浜市マンホールトイレ設置承認通知書（第 2 号様式）により通知するものとする。
 - 6 市長は、前項の規定による設置の承認を通知する場合において、必要があると認めるときは承認通知に条件を付すことができる。

（変更の承認等）

第 7 条 前条第 5 項の規定により市長の承認を受けた申請者が、当該設置承認通知書を受理した後、当該設置申請書に記載した事項のうち次に掲げる各号のいずれかに該当する事項を変更しようとする場合は、速やかに、横浜市マンホールトイレ設置変更申請書（第 3 号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 申請者の変更
 - (2) 設置する建築物の変更
 - (3) 上部構造物の製品変更又は金額増額（ただし、付属品の取り止めの場合を除く。）
 - (4) 下部構造物設置工事費の増額
 - (5) 排水設備の平面図又は縦断図の変更
 - (6) 雨水貯留タンク及び付属品等の製品変更又は金額増額（ただし、付属品等の取り止めの場合を除く。）
 - (7) その他市長が必要と認める事項
- 2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、承認することが適当であると認めた場合は、速やかに、横浜市マンホールトイレ設置変更承認通知書（第 4 号様式）により、設置の承認を受けた申請者にその旨を通知するものとする。
 - 3 市長は、前項の審査の結果、承認することが不適當であると認めた場合は、速やかに、横浜市マンホールトイレ設置変更不承認通知書（第 5 号様式）により、設置の承認を受けた申請者にその旨を通知するものとする。

（申請の取り下げ）

第8条 第6条第5項の規定により市長の承認を受けた申請者が、マンホールトイレの設置を中止しようとする場合は、速やかに、横浜市マンホールトイレ設置申請取下届（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請の取り下げがあったときは、当該設置申請の承認は、なかったものとみなす。

（着手）

第9条 第6条第5項の規定により市長の承認を受けた申請者は、当該設置承認通知書を受理した後、速やかに、当該設置承認通知書に基づきマンホールトイレの設置に着手するものとする。ただし、排水設備の工事を伴う場合は、工事着手前に工事開始届（第7号様式）に次の各号に掲げる書類1部を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 排水設備（水洗便所改造）計画確認申請書の写し（ただし、横浜市下水道条例（昭和48年6月横浜市条例第37号）第4条に定める排水設備の計画の確認申請手を省略できる場合を除く。）

(2) その他市長が必要と認める書類

（完了の報告及び交付の申請）

第10条 第6条第5項の規定により市長の承認を受けた申請者は、マンホールトイレの設置が完了したときは、横浜市マンホールトイレ設置完了報告書及び助成金交付申請書（第8号様式）に次の各号に掲げる書類1部を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要がないと認める場合には、その一部を省略することができる。

(1) 上部構造物の領収書の写し（領収書が発行されない場合は、購入を証する書類）

(2) 下部構造物設置工事に係る積算書

(3) 雨水貯留タンク及び付属品等の領収書の写し（領収書が発行されない場合は、購入を証する書類）

(4) 排水設備（水洗便所改造）工事完了届の写し（ただし、横浜市下水道条例（昭和48年6月横浜市条例第37号）第4条に定める排水設備の計画の確認申請手を省略できる場合を除く。）

（交付の決定）

第11条 市長は、前条の規定による設置完了報告書及び助成金交付申請書を受理した場合は、内容の審査及び現地確認を行い、助成金を交付することが適当であると認めた場合は、交付すべき助成金の額を確定し、横浜市マンホールトイレ設置助成金交付決定通知書（第9号様式）により通知するものとする。

（交付の請求）

第12条 交付決定を受けた申請者は、前条の規定により当該設置助成金交付決定通知書を

受理したときは、速やかに、横浜市マンホールトイレ設置助成金交付請求書（第 10 号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により助成金交付の請求があったときは、当該助成金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第 13 条 市長は、次のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
 - (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
 - (3) 助成金の交付決定内容又はこれに付した条件に違反したとき。
 - (4) その他法令、条例、規則又はこの要綱に基づき市長が行った指示に違反したとき。
 - (5) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。
- 2 市長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消す場合は、横浜市マンホールトイレ設置助成金交付決定取消通知書（第 11 号様式）により通知するものとする。
 - 3 市長は、助成金の交付後に第 1 項の規定により助成金の交付決定を取り消した場合は、期限を定めて助成金の全部又は一部の返還を命じることができる。

（財産の処分の制限）

第 14 条 補助金規則第 25 条ただし書の規定による市長が定める財産の処分の制限がかからなくなるために必要な期間は、マンホールトイレの設置完了報告書を提出した日から 10 年とする。

- 2 助成金の交付を受けた申請者は、当該マンホールトイレを前項に定める期間内において処分しようとするときは、あらかじめ横浜市マンホールトイレ処分承認申請書（第 12 号様式）を、市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、承認することが適当であると認めた場合は、速やかに、横浜市マンホールトイレ処分承認通知書（第 13 号様式）により、その旨を助成金の交付を受けた申請者に通知するものとする。
- 4 市長は、前項の審査の結果、承認することが不相当であると認めた場合は、速やかに、横浜市マンホールトイレ処分不承認通知書（第 14 号様式）により、その旨を助成金の交付を受けた申請者に通知するものとする。

（良好な維持管理）

第 15 条 申請者は、設置されたマンホールトイレを常に良好な状態で管理するよう努めるものとする。また、当該マンホールトイレの点検及び清掃等の維持管理、破損した場合等の修繕に関する費用は、申請者が負担するものとする。

(委任)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は、環境創造局長が定める。